

排出事業者の皆様へ

○事業所から発生したごみは、排出事業者自らが責任を持って処理しなければなりません

事業（店舗、飲食店、事務所、家内事業（法人・個人問わず））で発生するごみは、各排出事業者責任のもと、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分別して処理する必要があります。

○廃棄物は適正に分別してください

エネルギー回収施設へ搬入された事業所からの「もやせるごみ」の中に、コンクリートブロックやビン・ガラスくずなど、「もやせるごみ」でない物が混入する事案が起こっています。不適正ごみの搬入によって、処理施設が故障し、受入が停止した場合、市民生活へ多大な影響を及ぼすおそれがあります。

○事業所から発生するごみは「許可業者へ依頼する」又は「自己搬入」で処理してください

事業で発生したごみは、町内会のごみ集積所には出せませんので、以下の方法により適正に処理してください。

〈許可業者へ依頼する場合〉

「一般廃棄物許可業者」及び「産業廃棄物許可業者」の一覧は、山形市のホームページをご覧ください。

〈自己搬入による場合〉

事業で発生した「一般廃棄物」と「一部の産業廃棄物」については、エネルギー回収施設（立谷川・川口）、立谷川リサイクルセンターへ搬入して処理することができます。詳細は裏面をご覧ください。

～自己搬入時の注意事項～

山形市内における事業系ごみの受け入れ先は以下のとおりです。

【事業系一般廃棄物】（業種により、産業廃棄物に該当する場合がありますのでご注意ください。）

エネルギー回収施設（立谷川）・エネルギー回収施設（川口）で受け入れするもの

受け入れるごみの種類	注意点
もやせるごみ （産業廃棄物を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・厨芥類（生ごみ）は、十分に水切りをして出す。 ・金属・プラスチック等は取り除く。 ・紙くず類で再生可能なものは受け入れません。
可燃性粗大ごみ	<p>金属・プラスチック等は取り除く。</p> <p>※搬入条件があるため、事前に各施設へお問い合わせください。</p>

【産業廃棄物（搬入制限有）】

立谷川リサイクルセンターで受け入れするもの

受け入れるごみの種類	注意点
金属くず・ガラスくず （ビン・カン類及び 不燃性粗大ごみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ビン・カン類は鉄製・アルミ製・ガラス製の、酒類・清涼飲料水・食品類容器の空瓶や空缶に限る。ただし、ビンのキャップ類は取り除く。 ・不燃性粗大ごみは机や書棚等の金属製単一素材に限る。 <p>※種類や寸法、重量等により搬入制限があるため、事前に施設へお問い合わせください。</p>
水銀含有ごみ	<p>乾電池・体温計・血圧計・蛍光管・水銀ランプ等に限る。</p> <p>なお、バッテリー等の鉛電池やリチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池等は受け入れません。</p>

【処理手数料】

搬入先	ごみの種類	ごみ処理手数料
エネルギー回収施設（立谷川） エネルギー回収施設（川口）	もやせるごみ、可燃性粗大ごみ	10 kgまでごと 140 円
立谷川リサイクルセンター	ビン・カン類、不燃性粗大ごみ	
	水銀含有ごみ	1 kgまでごと 250 円

上記のいずれにも該当しないごみは、エネルギー回収施設・立谷川リサイクルセンターで受け入れることができません。排出事業者の責任において、許可業者にご依頼ください。

【お問い合わせ先】

山形市役所環境部廃棄物指導課

- ・一般廃棄物係 023-641-1212（内線 687）
- ・産業廃棄物係 023-641-1212（内線 870）

【各施設連絡先】

山形広域環境事務組合

- ・エネルギー回収施設（立谷川） 023-686-6025
- ・エネルギー回収施設（川口） 023-672-2711
- ・立谷川リサイクルセンター 023-687-2040